

安全保障理事会決議 1827 (2008)

2008年7月30日、安全保障理事会第5946回会合にて採択

安全保障理事会は、

エチオピアおよびエリトリア間の情勢に関する従前の安保理のすべての諸決議および議長声明を再確認し、

和平プロセスに対する安保理の不動の取り組み、エチオピアおよびエリトリアの平和的および協力的な関係の基盤としての2008年6月18日の敵対行為停止合意(S/2000/601)および2000年12月12日の平和合意(以後、「アルジェ合意」とする)の完全および迅速な履行を再度強調し、

エチオピアおよびエリトリアは、エチオピア=エリトリア国境委員会(EEBC)による国境の確定および画定の決定は、最終かつ拘束力があり、および両軍が暫定的安全地帯(TSZ)の保全を尊重することを合意したアルジェ合意の実施に共有した責任があることを、考慮し、

包括的かつ永続的な国境紛争の解決および当事者の関係正常化の一義的な責任は、エチオピアおよびエリトリアにあること、および安全保障理事会は両国の関心や懸念事項を考慮し、横たわる基本的な問題を両国が処理するにあたって両国への援助を待機していることと再確認し、

国際連合エチオピア=エリトリア・ミッション(UNMEE)に対するエチオピアの妨害行為はミッションの任務の基盤を傷つけるまでのレベルとなり、UNMEEが暫定的にエリトリアから移転せざるをえなくなったことを遺憾に思い、移転はアルジェ合意およびTSZの保全の既得権を奪うものではないことを強調し、エリトリアの協力の欠如に対する安全保障理事会の従前の批判を再度想起し、

困難な環境にも関わらず、任務を達成するために、UNMEEおよびその軍事ならびに文民要員によってなされた努力を称賛し、UNMEEの活動に対し、兵力提供国の、貢献と寄与に対して、深い感謝の意を表明し、

2008年4月7日の事務総長の特別報告書(S/2008/226)、安全保障理事会議長の2008年6月10日の書簡に対して送付された2008年6月17日のエチオピアの書簡および2008年

6月18日のエリトリアの書簡、および安全保障理事会議長の2008年7月3日の書簡に対して送付された2008年7月28日の事務総長の書簡（S/2008/496）を審議し、

1. UNMEEの任務を2008年7月31日をもって終了することを決定し、かかる終了はアルジェ合意の下でのエチオピアおよびエリトリアの義務の既得権を侵すものではないことを強調し、両国がUNMEEの終了過程を含め国際連合に完全に協力することを要請する。
2. エチオピアとエリトリアがアルジェ合意の下での義務を完全に履行し、相互に対するいかなる兵力による脅威および兵力の使用も最大に抑制および制止することを要求する。
3. エチオピアとエリトリアに関与して、アルジェ合意の実施を援助し、両国の関係を正常化し、当事者間の安定化を促進し、包括的および永続的な平和のための基盤を築くという、事務総長と国際社会による進行中の努力を強く支持し、エチオピアとエリトリアが事務総長の周旋を受け入れることを促す。
4. 事務総長が、国際平和と安全の維持に関連してエチオピアとエリトリアにおける国際連合の現地関与の可能性を、エチオピアとエリトリアとともにさらに探究することを要請する。
5. 事務総長が、安全保障理事会に対しエチオピアとエリトリアの情勢について定期的に報告し、適切な勧告を行うことを要請する。
6. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。